

October, 2018



民法改正：成年年齢の引き下げについて

平成 30 年 6 月 13 日、民法の成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）が成立しました。

20 歳という成年年齢は、明治 9 年の太政官布告第 41 号が元となっています。太政官布告は「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候条此旨布告候事」と定めていました。当時は成年を丁年と呼んでいましたが、これは大いに遡った大宝令にある言葉です。成年年齢は社会的な成熟度を示す年齢ですから、時代によって異なっています。古来、男子は元服を行うことが成年に達することであり、11 歳～17 歳頃が多かったと言われています。女子は裳着の儀式がそれにあたりました。10 代前半に行われており、男子より少しだけ若年だったようです。日本人の平均寿命は室町時代、江戸時代までは 40 歳程度です。このような平均寿命が短いことが、元服・裳着（成年年齢）が低かったことに反映されているのかもしれない。

太政官布告が発せられてから今回成年年齢が改められるまで、142 年が経過しています。この間、諸外国では成年年齢の引き下げの潮流があり、主要な先進国の成年年齢はほとんど 18 歳です。それ以外の成年年齢を定めている国を挙げてみますと、アルゼンチン・インドネシア・エジプト・クウェート・シンガポールなどは 21 歳、タイ・ニュージーランドは 20 歳、お隣の大韓民国は 19 歳です。

このような世界的な成年年齢の引き下げの潮流を踏まえ、成年年齢引き下げの法改正の議論がなされました。18 歳、19 歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられます。

民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つものですが、この年齢は、明治

29年（1896年）に民法が制定されて以来、20歳と定められてきました。また、女性の婚姻開始年齢は16歳と定められており、18歳とされる男性の婚姻開始年齢と異なっていました。今回の改正では、女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとしています。このほか、年齢要件を定める他の法令についても、必要に応じて18歳に引き下げるなどの改正を行っています。今回の改正は、平成34年4月1日から施行されます。

民法は第3条1項で、「私権の享有は出生に始まる」として、人として権利の主体になることは出生と同時にしています。そして、死亡と同時にこのような権利主体となることができなくなるとされています。死亡による権利能力の喪失については、民法に規定はありませんが、当然のこととされています。ですから、人は生まれてくると同時に権利の主体となれるのですが、義務を負う行為については、赤ん坊の段階では判断ができませんから、判断能力が備わるまで、義務を伴う契約をすることが制限されています。たとえば、契約をするには親権者の同意が必要となったりします。その年齢が明治以来ずっと20歳でしたが、世界的な潮流に合わせて18歳に引き下げられたわけです。

この改正は大きな改正ですが、その前に選挙権を行使することができる年齢が20歳から18歳に引き下げられた改正（公職選挙法等の一部を改正する法律）が平成27年6月にありました。

それでは、民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、どのような影響があるのでしょうか。

今まで20歳以下の未成年者が義務を伴う契約をするには親権者の同意が必要でしたが、18歳以上になるとそのような同意は必要なくなりました。社会的な自立を促す意味があります。民法は18歳以上になれば十分善悪の判断能力が備わると考えたこととなります。ところが、この改正にあたって世論調査が実施されておりますが、契約を一人ですることができる年齢を18歳にすることについて、賛否は反対約80%、賛成約20%です。ですから、民法が考える成人像と社会が評価する成人像にはずれが存在しています。

もちろん、民法が成年年齢を18歳に引き下げたとしても、急に18歳の青年の判断能力がジャンプするとも考えられません。

このギャップを埋めるべく、消費者被害が拡大しないための施策の充実などが提案

されました。悪徳業者を排除するためですが、業者の説明義務を徹底すること、若年者の社会的経験の乏しさによる判断力不足に乗じた契約の取消し制度の導入、若年者のための相談窓口の充実などが提案されています。

ただ、決め手にはなりませんから、家族の中でも十分な注意が必要でしょう。

もう一つの改正の大きなポイントは、結婚ができるようになる年齢が、男性 18 歳、女性 16 歳であったものを、女性も 18 歳と引き上げられました。男女間で心身の発達に差異があるという発想から婚姻開始年齢に差異が設けられていたのですが、現代の社会環境では、社会的・経済的な成熟度からは、男女間に特段の違いはない、との判断によるものです。現在の民法下では、18 歳から 20 歳未満の男性、16 歳から 20 歳未満の女性が結婚するには親権者の同意が必要です。これからは 18 歳以上の結婚には親権者の同意は不要です。

男女とも 16 歳に婚姻開始年齢を引き下げること男女平等の観点からは考えられたかもしれませんが、しかし、高校進学率が 98%を超えている現実があり、在学中は学業に専念すべきであり、結婚はその後とのことが考慮要素だったようです。

18 歳になれば一人でいろいろな契約ができることになることは述べましたが、「親権に服さない」とはどのような効果を生ずるのでしょうか。自分の住む場所を自分の意思で決めたり、進学や就職などの進路決定についても、かなり自由に選択することができます。

誤解される方が多いかもしれませんが、お酒やたばこが解禁される年齢は 20 歳のまま変わりません。ギャンブル（競馬、競輪、オートレース、競艇などの公営競技）も年齢制限は変わりません。18 歳になったからといって安心してはいけません。未成年者飲酒禁止法第 1 条は「満 20 年に至らざる者は酒類を飲用することを得ず」と規定しています。20 歳と明記していますので、成年年齢とは関係がありません。たまたま 20 歳と成年年齢が一致していたため、成年年齢が引き下げられると飲酒も解禁になるのではないかとの誤解を招きやすいので、皆様に注意する次第です。公営ギャンブル、たばこを禁止する法律も満 20 歳を解禁年齢としておりますので、今回の改正には影響されません。

成人式はどうなるでしょう。

成人式は国の統一基準ではなく、各自治体が主催しています。ですから、各自治体

の方針によるのですが、20歳、19歳、18歳になった方をまとめてお祝いする自治体もあるでしょうし、旧来どおり20歳の方を成人式に招待する自治体もあるでしょう。

現在、国はおおよそその基本方針を決めるように審議会を立ち上げているようです。改正民法の施行は平成34年4月からですから、それまでには全国一定の成人式を行う基盤が出来上がるかもしれません。すぐの施行ではないので、現在20歳で成人式がまだの方、19歳の方も、ご心配には及びません。

主に皆様に関心のある事例を解説いたしましたが、表題だけでも影響する主な法律を挙げておきます。

- ① 資格取得の年齢が20歳からと規定されている法律のうち、18歳に資格取得年齢を引き下げる法律
 - ・ 国籍法による帰化の要件
 - ・ 社会福祉主事資格（社会福祉法）
 - ・ 期間10年のパスポートの取得（旅券法）
 - ・ 性別の取扱いの変更の審判（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）
- ② 未成年者には免許が与えられないとされている法律
 - ・ 医師・歯科医師・獣医師・薬剤師・公認会計士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・社会保険労務士（この他130近い資格が未成年者には与えられないとされているようです。民法の改正でこれだけの多くの資格に関する法律を精査するわけですから、立法担当者もご苦労様です。）
- ③ もともと20歳あるいは成年を要件としていて、今回の改正でも年齢が引き下げられなかったもの（間違いやすいので注意すること）
 - ・ 喫煙年齢、飲酒年齢、公営ギャンブル
 - ・ 船長および機関長の資格
 - ・ 猟銃所持の許可
 - ・ 国民年金被保険者資格
 - ・ 大型・中型免許 などです。

成年年齢を18歳に引き下げる民法の改正は平成30年6月13日成立しましたが、その施行は平成34年4月1日からです。もちろんその時は平成ではありません。

ほとんどの国民はニュースなどで成年年齢が 18 歳に引き下げられたことを知っているでしょうから、周知徹底期間が 4 年間も要するというのは、なんとスローな国だろうと思われる方がたくさんいらっしゃるでしょう。特に、結婚を考えている若者や、親から独立しようとしている若者にとっては、なんと歯がゆいことと思うでしょう。

今回の民法改正は、若者のための改正です。

周知期間に 4 年もかかると考えるようなスローな大人は早くリタイアすればいいのです。

コ ラ ム

5 月 10 日夜、東京カルチャーカルチャー・クラウドサイン共催の「契約書タイムバトル」を観戦してきました。

<http://tokyocultureculture.com/event/general/24073>

秘密保持契約（NDA）と業務委託契約の 2 つの契約を題材に、弁護士が、クラウド上で対象の契約書の情報を共有し、決められた時間内に修正を入れていく報酬をし、そのプロセス・成果を、ジャッジが判断して勝敗を決める、というイベントです。4 名の参加者の勝ち抜き戦でした。

告知以降あっという間にチケットが完売し、ワクワクと心弾ませて会場へ行くと、本格的なリングアナウンス（プロが担当）で選手入場。クラウドでやりとりされる、緻密であったり大胆であったりの修正のやり取りを、観戦者皆で大画面で共有し、追っていきました。イベントだからこそそのユニークな修正手法もありましたが、各対戦者の業務への考え方も垣間見え、技術的な発展の可能性も感じさせる、面白いイベントでした。

このイベントの問題意識は、契約書の交渉プロセスも、共有クラウドを利用することでより効率的に、迅速になるのではないか？というところにあったようですが、社内決済、契約書の締結（事前交渉ではなく）の電子化も少しずつ進んでいます。

次は AI 対人間、という企画もあるかもしれないとか。今後、どのように法務の業務が変化していくか、興味は尽きません。（稲益）